

渋谷区立河津さくらの里しぶやりニューアル工事 基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

渋谷区区民保養施設「河津さくらの里しぶやりニューアル工事」基本設計・実施設計業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記の通り参加者の募集を行う。

記

1 件名

渋谷区立河津さくらの里しぶやりニューアル工事 基本設計・実施設計業務委託

2 目的

河津さくらの里しぶやは、平成 26 年の開設以来、温泉やプールをはじめ、海や山など河津の豊かな自然に触れられる保養所として、多くの区民に親しまれ利用されている。本施設の改修に当たっては、基本設計・実施設計業務を一体とする公募型プロポーザルを実施することにより、設備や客室等の改修について多角的な検討を進め、新たな視点でのリニューアルを目指す。このため、広く事業者から企画提案を募集し、最も適した事業者の選定に必要な事項を定める。

3 業務内容

(1) 本委託の概要

委託業務は以下とする。

① 基本設計・実施設計業務（以下「業務」という）

ア 履行期間（予定）

- ・基本設計：令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
- ・実施設計：令和 8 年 1 1 月 2 日から令和 9 年 1 0 月 2 9 日まで

イ 業務概要

業務の内容については、渋谷区立河津さくらの里しぶやりニューアル工事 基本設計・実施設計業務委託仕様書による。

※ 上記業務内容の詳細については、仕様書（案）を参照すること。また、以下に記載の事項について検討を行うこと。

- ・本館、温泉棟全ての階の改修、増築棟①、増築棟②、従業員宿舎棟の新築、スパ館の解体を前提とした検討を行うこと。ただし、既存建物の耐用年数調査（現在調査中）の結果により建て替えが相当と判断された場合は、事業者と協議の上、既存建物を建て替える等、業務内容に変更が生じる可能性がある。また、従業員宿舎棟については、実施設計段階以降は設計・施工一括発注方式へ変更する可能性がある。
- ・新たな利用者の獲得、利用者満足度の向上を実現するためのアイデアとニーズの検討を行うこと。
- ・機械設備、電気設備の機器、配管、配線等については、維持管理しやすく省エネルギーに資する改修計画（システム変更も含む）を提案すること。
- ・アスベスト撤去についての対応（工期等）を提案すること。
- ・現状発生している不具合箇所について対応策を提案すること。

- ・浴槽の容量や清掃回数に応じた温泉水・井水・町水の使用量及び光熱水費を比較検討し、循環ろ過設備・給湯設備・受水槽等の適正化を図るための対応策を提案すること。
 - ・必要に応じて温泉源泉の調査分析をし、老朽化しているケーシングパイプの更新を提案すること。
 - ・改修後の家具等の概算経費について提案すること。
 - ・現時点で未活用となっているスペースがある場合、自動販売機設置コーナーを設けるなど、スペース有効活用のための提案を積極的に行うこと。
- ※ 令和7年度に締結する業務は基本設計業務のみとする。
- ※ 実施設計業務は、随意契約により別途締結を予定している。ただし、業務委託料の予算配当を条件とし、基本設計業務の履行状況により、随意契約を締結しない場合がある。

4 施設概要

- (1) 施設名称
渋谷区立河津さくらの里しぶや
- (2) 所在地
静岡県賀茂郡河津町峰498-1
- (3) 敷地概要
敷地面積 約4,200 m²
※「河津さくらの里しぶや活用プラン」による土地A、Bを活用できた場合
- (4) 既存施設の規模・構造
延べ面積 1,921.08 m²
 - ・本館 地上3階/地下1階 鉄筋コンクリート造
客室（和洋室：定員5名×12室 洋室：定員2名×2室）計14室 定員64名
 - ・温泉棟 地上2階 鉄骨造
 - ・スパ館 地上2階 木造
- (5) 計画建物概要
本館棟（改修） 床面積 約1,230 m²
温泉棟（改修） 床面積 約440 m²
増築棟①・増築棟② 地上3階 鉄筋コンクリート造 床面積 約1,860 m²
従業員宿舍棟 地上2階 鉄骨造 床面積 約200 m²

5 基本設計及び実施設計業務委託費の概算金額算出

- (1) 基本設計及び実施設計業務委託費を提案すること。
- (2) 上記概算額の算出にあたっては、4 施設概要（3）～（5）の数値を参考にする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下（1）～（7）の要件をすべて満たす単体企業または協力事業者の参加を認めることとする。

なお、契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務について、区の競争入札参加資格を契約時まで有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。

- (4) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 宿泊施設の基本設計もしくは実施設計の業務経験があること。
- (6) 上記（5）の業務実績において、配置予定管理技術者及び建築（総合）の主任技術者の業務実績として、基本設計もしくは実施設計の業務経験があること。
- (7) 配置予定管理技術者及び建築（総合）の主任技術者は一級建築士であること。また、建築（構造）の主任技術者は構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有する者であること。
- 電気設備、機械設備の主任技術者は設備設計一級建築士又は一級建築士若しくは建築設備士の資格を有する者であること。

7 参加申込手続

(1) 配布書類及び配布期間

① 配布書類

- ・実施要領【本資料】
- ・提案条件書【資料 1-1】
- ・提案条件書 別紙 諸室リスト【資料 1-2】
- ・提案条件書 別紙 解体建物対象範囲【資料 1-3】
- ・提案条件書 別紙 概略イメージ図【資料 1-4】
- ・設計業務委託仕様書【資料 2】
- ・基本設計業務委託特記事項（案）【資料 3】
- ・地盤調査委託仕様書【資料 4】
- ・地盤調査委託特記事項（案）【資料 5】
- ・敷地測量委託仕様書【資料 6】
- ・敷地測量委託特記事項（案）【資料 7】
- ・石綿調査業務委託仕様書（案）【資料 8】
- ・実施設計業務委託特記事項（案）【資料 9】※参考添付
- ・各様式集【様式 1～様式 10】

※ 渋谷区ホームページからダウンロードすること。

② 配布期間

- ・令和 7 年 9 月 2 日（火）から令和 7 年 9 月 19 日（金）17 時まで

(2) 提出物

- ① 参加表明書【様式 1-1】又は【様式 1-2】※共同企業体の場合
- ② 事業者概要書【様式 3-1】又は【様式 3-2】※共同企業体の場合
- ③ 協力事業者参加届【様式 4】
- ④ 事業者の業務実績【様式 5】
- ⑤ 管理技術者等の経歴書【様式 6-1～6-6】
- ⑥ 実績の設計の考え方と本件の適用について【様式 7】
 - ・上記（2）④に記載された業務の内容が確認できる書類（該当箇所にマーキング）の写し
 - ・上記（2）⑤に記載された技術者の保有資格及び実績が確認できる書類（該当箇所にマーキング）の写し
- ⑦ 上記（2）①～⑥の電子データ一式（CD-ROM もしくは DVD-R）

- (3) 提出部数
 - ・上記(2) ①～⑥の書類等 各2部
- (4) 提出期間
 - ・令和7年9月12日(金) から令和7年9月19日(金) 17時まで
- (5) 提出場所
 - ・渋谷区役所本庁舎7階 区民部 地域振興課 施設係
 - 所在地：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
 - 電話：03-3463-1639(直通)
- (6) 提出方法
 - ・上記(5)の提出場所に持参により提出すること。

8 現地調査及び質問の受付及び回答

- (1) 現地調査日
 - ・令和7年9月12日(金) 午前、午後
 - ・令和7年9月17日(水) 午前、午後
 - ・令和7年9月18日(木) 午前、午後

において、渋谷区で事業者を割り振るので、参加希望事業者は「sec-kuminshisetu@shibuya.tokyo」宛にメールで事業者名、参加人数及び希望時間を記入の上、令和7年9月8日(月) 12時までに申し込むこと。

 - ・令和7年9月10日(水) 頃に当日の詳細について連絡することとする。
 - ・なお、旅費については参加希望事業者の負担とする。
- (2) 質問の内容
 - ・技術提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。
- (3) 質問方法(電子メールによる。)
 - ① 提出方法： 質疑書【様式2】に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。
 - ・メールの件名は「河津さくらの里しぶやリニューアル工事関係質問(〇〇(=事業者名))」とし、質疑書【様式2】をMicrosoft Excel ファイル形式で提出すること。
 - ・質問を送信した場合は、送信後に下記②の提出先に電話で受信確認を行うこと。
 - ② 提出先： 渋谷区 区民部 地域振興課 施設係 担当：湯本
 - 所在地：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
 - 電話：03-3463-1639(直通)
 - メールアドレス：sec-kuminshisetu@shibuya.tokyo
- (4) 質疑受付期間
 - ・令和7年9月2日(火) から令和7年9月8日(月) 17時まで
- (5) 質疑回答方法
 - ・質疑書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、参加事業者すべてに電子メールで回答する。
 - ・ただし、各事業者固有の事情に関するもので、本プロポーザルを進めるに当たり公平性の確保に影響を及ぼすと判断したものは除外する。
- (6) 質疑回答日(予定)
 - ・令和7年9月12日(金)
- (7) その他
 - ・電話での質問や受付期間を過ぎてからの質問には応じない。

- ・質問回数は、1社につき1回までとすること。

9 提案書類の提出

(1) 提出物及び提出部数

※下記①～⑤を合わせて「技術提案書等」とする。

- ① 技術提案書【様式8-1】：1部
- ② 業務実施方針【様式8-2】※A4版縦1枚・片面印刷：8部
- ③ 課題提案書【様式8-3】※A3版横2枚・片面印刷：8部
- ④ 基本設計・実施設計費の概算金額の見積書及び内訳書

【様式9-1～様式9-4】※参考様式：1部

※基本設計費の見積上限額は消費税および地方消費税の金額を含み6,000万円とし、様式に従い、会社名、住所、代表者名を記載するとともに代表者印を押印し、金額は消費税込みの金額が確認できるものとする。正本のみに添付する。

※最終的な基本設計・実施設計費については、区と事業者の協議の上で決定する。

※基本設計・実施設計費の概算金額については、評価対象外とする。

※アスベスト調査費と温泉源泉調査費は見積書に記入する概算費に含まないものとする。

- ⑤ 上記(1)①～④の電子データ一式(CD-ROM又はDVD-R)

(2) 提出期限

- ・令和7年11月6日(木)17時まで

(3) 提出場所

- ・渋谷区役所本庁舎7階 区民部 地域振興課 施設係
所在地：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
電話：03-3463-1639(直通)

(4) 提出方法

- ・上記(3)の提出場所に持参すること。

(5) 辞退について

- ・参加を辞退する場合は、辞退届【様式10】に必要事項を記入し、技術提案書等の提出期限までに提出すること。なお、提出方法は上記(3)の提出場所に持参すること。

10 評価基準・評価方法等

(1) 選定委員会の設置

- ・技術提案書等の審査、評価及び最も優れた技術提案事業者の選定を選定委員会において行う。

(2) 契約候補者選定までの主な流れ

- ・参加申込⇒参加事業者の指名⇒第1次審査(4者程度)⇒技術提案書等提出⇒第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)⇒契約候補者決定

(3) 第1次審査

- ・選定委員会において、参加者から提出された事業者概要書等を書類審査し、第2次審査への参加者を上位から順に概ね4者選定する。

(4) 第2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

- ① 実施予定時期：令和7年11月21日(金)
- ② 実施場所：渋谷区役所本庁舎
- ③ 第1次審査通過者を対象に、技術提案書等を用いてプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。選定委員会において、内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者及び次点者を決定するものとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査に持

ち越さない。

④ 実施方法

- ・当日のプレゼンテーション・ヒアリングの出席者は、管理技術者、建築（総合）主任技術者を必須参加とし、機器操作者を含め4人以内とする。
 - ・各事業者の持ち時間は30分とし、当日のタイムスケジュールは次の通りとする。
 - ・プレゼンテーション内容と時間
事業者からのプレゼンテーション 20分
選定委員からの質疑 10分
 - ・会場にスクリーン等を用意するので、投影による説明を可とする。
 - ・使用する説明資料は、提出した技術提案書等の内容のみとすること。ただし、技術提案書等と同じ内容に限り、説明用に組み替えることは可とする。
 - ・また、当日使用するパソコン及びプロジェクター等の機器類は、提案者が用意すること。
- ※ 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施についての詳細は、技術提案書等提出後に別途通知する。

（5）評価基準

- ・第1次審査における評価基準は、次に掲げる通りとする。

<第1次審査の評価項目及び配点>

評価項目及び配点		評価事項		配点	様式
事業者の実績（15 点）		同種・類似業務の実績		15	様式 5
技術者 の実績 (60 点)	管理技術者	同種・類似業務の実績		10	様式 6-1
	建築(総合)	同種・類似業務の実績		10	様式 6-2
	主任技術者	建築(構造)	同種・類似業務の実績	10	様式 6-3
		電気設備	同種・類似業務の実績	10	様式 6-4
		機械設備	同種・類似業務の実績	10	様式 6-5
		コスト管理	同種・類似業務の実績	10	様式 6-6
実績を踏まえた、 本件に適用できる設計の 考え方（25 点）		実績から 3 件以内を選び、当時の設計の考 え方の中で本件業務に活かせる工夫ポイン トを挙げて記載すること。 なお、説明には、当時の写真やパース等の 図画を用いてよい。		25	様式 7
合 計				100	点

<事業者の実績評価について>

- ・事業者の業務実績は以下に示すものとし、①同種業務及び②類似業務を合わせて5件までを評価対象とする。
- ※①同種業務及び②類似業務（最大5件）の組み合わせは自由
- ・また、①同種業務及び②類似業務とは別に、③公共事業及び④浴室等を設けた宿泊施設の実績を合わせて5件までを評価対象とする。
- ※③公共事業の実績は最大3件まで
- ※④浴室等を設けた宿泊施設の実績は最大2件まで
- ①同種業務：日本国内の延べ面積2,000㎡以上の「ホテル又は旅館（注1）」
新築又は改修における基本設計及び実施設計業務の実績

- ②類似業務：日本国内の延べ面積 1,000 m²以上の「ホテル又は旅館（注 1）」
新築又は改修における基本設計及び実施設計業務の実績
- ③公共事業：国及び自治体から発注された事業「公共事業」における実績
※公共事業の延べ面積は 1,000 m²以上、用途は問わない
※同種業務及び類似業務と実績が重複している場合も可とする
- ④浴室等を設けた宿泊施設：客室以外に浴室等
（浴室（露店風呂は除く）、サウナ、脱衣室、男女含む）
を含めて 400 m²以上を設けた宿泊施設の実績
※同種業務及び類似業務と実績が重複している場合も可とする

（注 1） ホテル又は旅館：旅館業法による「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿泊所営業」を行う施設。旅館業法「下宿営業」は除く。

※実績業務は平成 22 年 4 月 1 日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した実績を対象とする。

※基本設計業務、実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合についても対象とする。

※実績については、「公共」「民間」の実績をそれぞれ記載すること。

<事業者の実績（15 点）の配点>

事業者の実績の例 1 (全て同種業務を記載の場合)	実績 1 件 あたりの点数	評価対象 とする件数	合計
同種業務	2.0 点	5 件	10.0 点
公共事業	1.0 点	3 件	3.0 点
浴室等を設けた宿泊施設	1.0 点	2 件	2.0 点
合 計			15.0 点

事業者の実績の例 2 (全て類似業務を記載の場合)	実績 1 件 あたりの点数	評価対象 とする件数	合計
類似業務	1.0 点	5 件	5.0 点
公共事業	1.0 点	3 件	3.0 点
浴室等を設けた宿泊施設	1.0 点	2 件	2.0 点
合 計			10.0 点

<配置技術者の実績評価について>

- 配置技術者の業務実績は以下に示すものとし、①同種業務及び②類似業務を合わせて 4 件までを評価対象とする。

※①同種業務及び②類似業務（最大 4 件）の組み合わせは自由

- また、①同種業務及び②類似業務とは別に、

③公共事業及び④浴室等を設けた宿泊施設の実績それぞれ 2 件（最大 4 件）までを評価対象とする。

①同種業務：日本国内の延べ面積 2,000 m²以上の「ホテル又は旅館（注 1）」
新築又は改修における基本設計及び実施設計業務の実績

②類似業務：日本国内の延べ面積 1,000 m²以上の「ホテル又は旅館（注 1）」
新築又は改修における基本設計及び実施設計業務の実績

- ③公共事業：国及び自治体から発注された事業「公共事業」における実績
 ※公共事業の延べ面積は1,000㎡以上、用途は問わない
 ※同種業務及び類似業務と実績が重複している場合も可とする
- ④浴室等を設けた宿泊施設：客室以外に浴室等
 （浴室（露店風呂は除く）、サウナ、脱衣室、男女含む）
 を含めて400㎡以上を設けた宿泊施設の実績
 ※同種業務及び類似業務と実績が重複している場合も可とする

（注1）ホテル又は旅館：旅館業法による「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿泊所営業」を行う施設。旅館業法「下宿営業」は除く。

※実績業務は平成22年4月1日から参加表明書提出時点までに設計業務を完了した実績を対象とする。

※基本設計業務、実施設計業務における基本設計業務のみ完了している場合についても対象とする。

※実績については、「公共」「民間」の実績をそれぞれ記載すること。

＜配置技術者の実績（10点）の配点＞

配置技術者の実績の例1 (全て同種業務を記載の場合)	実績1件 あたりの点数	評価対象 とする件数	合計
同種業務	2.0点	4件	8.0点
公共事業	0.5点	2件	1.0点
浴室等を設けた宿泊施設	0.5点	2件	1.0点
合 計			10.0点

配置技術者の実績の例2 (全て類似業務を記載の場合)	実績1件 あたりの点数	評価対象 とする件数	合計
類似業務	1.0点	4件	4.0点
公共事業	0.5点	2件	1.0点
浴室等を設けた宿泊施設	0.5点	2件	1.0点
合 計			6.0点

＜配置技術者の実績における立場＞

立場	管理技術者 建築(総合)	主任技術者	担当技術者
管理技術者・建築(総合)	1.0	0.5	0.3
主任技術者	1.0	1.0	0.5

- ・実績における立場に応じて、実績1件あたりの点数に上表の係数を乗じたものを配置技術者の実績評価点とする。

＜実績評価点の集計＞

実績	実績評価点の考え方
事業者の実績	各実績評価点の合計
管理技術者、建築(総合)、 主任技術者の実績	各実績評価点の合計に 実績における立場に応じた係数を乗じた合計

・第2次審査における評価基準は、次に掲げる通りとする。

＜第2次審査の評価項目及び配点＞

評価項目及び配点	評価事項	配点	様式
業務実施方針 (20点)	本業務における 「区の重要事項や要望、本事業の理解度」 「設計業務を円滑に遂行する体制の構築」 「業務工程及び工程上のポイント」 「コスト管理手法」等	20	様式 8-2 A4 縦 ×1 枚
課題提案書 (65点)	【提案 1】 機能性も兼ね備えた魅力的なデザインとするための考え方を記載すること ・旅行の目的地が当施設となるような、何度も訪れたい魅力的なデザインや機能を持った施設とするための方針や考え方 ・既存施設の外装改修方針を含む、当該施設全体のトータルデザインの考え方 ・新たな利用者の獲得、利用者満足度向上を実現するためのアイデア	20	様式 8-3 A3 横 ×2 枚
	【提案 2】 多様な利用者に配慮した施設の考え方について記載すること ・バリアフリーに配慮しつつ、一般利用者にも使いやすい施設の在り方と検討方針 ・高齢者が施設を快適に利用できるような館内表示、サインに係る検討方針	15	
	【提案 3】 実現性のある具体的な提案について記載すること ・一般利用者と小学校の移動教室（プールから浴室への移動、レクリエーションホールの活用）のどちらも考慮した施設の在り方や実施方針 ・増築に伴う定員拡張に対応した、浴室その他各諸室の機能拡張やピーク設定に関する考え方	20	
	【提案 4】 経済性に配慮した提案について記載すること ・経済性（イニシャル、ランニングコスト）に配慮した合理的なコストにするためのポイントや実施方針 ・運営効率（従業員の動線、布団敷きサービスをなくせる等）に配慮した提案など	10	
プレゼンテーション対応 (15点)	プレゼンテーション力、質問に対する回答	15	—
合 計		100	

(6) 契約候補者選定

- ・選定委員会において、提案の評価等を総合的に審査し、1位として決定した者を契約候補者として特定する。なお、参加候補者が1社のみの場合でも審査は実施する。

(7) 結果通知

- ・選定結果については、「結果通知書」にて書面により通知する。

1 1 プロポーザルのスケジュール (予定)

項目	日程
質問受付期間	令和7年9月2日(火)～令和7年9月8日(月)17時まで
質問回答日	令和7年9月12日(金) (予定)
現地調査日	令和7年9月12日(金)～令和7年9月18日(木)
参加表明書受付期間	令和7年9月12日(金)～令和7年9月19日(金)17時まで
参加資格の審査結果通知	令和7年9月25日(木)
第1次審査結果通知	令和7年10月3日(金)
技術提案書等・設計費概算提出期限	令和7年10月6日(月)～令和7年11月6日(木)17時まで
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和7年11月21日(金)
契約候補者の決定	令和7年11月下旬 (予定)
契約締結時期	令和7年12月 (予定)

1 2 契約

(1) 契約締結

①契約方法

- ・契約候補者と協議し、業務提案内容を反映した仕様書に調整した後で、業務の契約を締結する。契約の手続きは、渋谷区契約事務規則（昭和61年渋谷区規則第4条）の規定によるものとし、この契約の手続きを完了するまでの間に失格事項が判明した場合、又は辞退した場合は、次点の事業者と協議の上で契約を締結するものとする。

②契約金額

- ・設計費概算費をもとに協議の上で決定する。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出物の作成及び提出に係る費用は、参加申込者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

また、本プロポーザル以外では無断で使用しない。

- (3) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

- (4) プロポーザル提出書類のほか本プロポーザルに関して、次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ① 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
- ② 実施要領に示された業務内容に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項全部または一部が記載されていないもの
- ④ 記載内容が判読できないもの及び記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑥ 選定委員又は事務局等関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき。

- ⑦ その他審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき。
- (5) 本プロポーザルの提案書作成のために発注者より受領した資料は、本プロポーザル以外の目的で使用してはならない。また、公表してはならない。
- (6) 選定結果についての異議申立ては一切受けない。
- (7) 契約締結について
 - ① 本プロポーザル募集に際して示している各仕様書（案）については、募集時での案であり、契約候補者選定後に契約候補者と協議を行い、業務提案内容を反映した仕様書に調整した上で契約締結するものとする。また、本事業は令和7年度一般会計予算として成立することを前提に事業化される停止条件付事業である。
 - ② 契約の手続きは、渋谷区契約事務規則（昭和61年渋谷区規則第4号）の規定によるものとし、契約の手続き完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
 - ③ 契約予定事業者が契約を締結するまでの間に失格事項が判明した場合、又は辞退した場合は、次点の事業者と協議の上で契約を締結するものとする。
- (8) 提出書類については、渋谷区情報公開条例（平成元年9月25日条例第39号）に基づき公開対象となる。

1.4 問い合わせ先

- ・渋谷区 区民部 地域振興課 施設係 担当：湯本
- 所在地：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
- 電話：03-3463-1639（直通）
- メールアドレス：sec-kuminshisetu@shibuya.tokyo